

**公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等
 に対して提出された意見及び総務省の考え方
 （令和5年11月29日～12月28日）**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	<p>在外選挙人証データを送信するに際し、何のデータをどう送信する予定なのか</p> <p>全国 1718 の市町村の公印データを各在外公館で所有し、ルールはどうであれ、使い放題の状態を作るというのは、「公印」について総務省はどういう見解をしているのか</p> <p>また、この改正に伴いシステム改修等が必要であればこの時期から予算措置等は可能なのか</p> <p>そもそも国内では選挙人証の提示等なく投票できているのだから、公選法を改正して在外選挙人証を無くせばよいのではないか</p>	<p>政令改正後、市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人から登録申請や記載事項変更の届出等がされた場合には、在外選挙人証の記載事項（在外選挙人の氏名、生年月日、国外における住所等）や当該市町村に係る事項（市町村の名称、選挙管理委員会委員長の氏名及び公印）の記録されたファイルを、在外公館宛てに電気通信回線を通じて送信し、在外公館は、在外選挙人証の交付に係る経路機関として、発行主体である市町村の選挙管理委員会が作成した当該ファイルをそのまま印刷し、在外選挙人に交付します。在外公館においては、当該ファイルについて厳重に取り扱うこととしています。</p> <p>当該ファイルは共通の様式を使用予定であり、システムの改修は要しないものと考えています。</p> <p>また、在外選挙人証については在外選挙人名簿登録後に交付され、在外投票の3つの方法（在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」及び帰国した際に行う「日本国内における投票」）を行う場合、提示（同封）することが必要です。これは、投票等の際に提示（同封）させ、投票用紙等を交付した際にはその旨を記載することにより、その選挙人が在外選挙人名簿に登録されていることを確認するとともに、二重投票、詐偽投票等を防止し選挙の公正を確保するためです。</p>	無

【意見提出 1件】